

# 資格取得費用等の補助を行っています！

## ～ケアマネ・主任ケアマネ 編～

いま、介護サービスのニーズがより一層高まっています。  
袖ヶ浦市は介護に興味のある方、介護に携わりたい方など、志ある人を応援します！

### 《介護支援専門員、主任介護支援専門員資格取得費用の補助内容》

#### 補助の対象者

- ・介護支援専門員
- ・主任介護支援専門員

どちらかの資格を取得し、現在、市内の介護サービス事業所等で就労中の方  
\*詳細は裏面の図をご確認ください

#### 補助の条件

- ・市町村税(住所地)の滞納がないこと
- ・補助の対象となる経費の支払を完了していること
- ・資格取得等にかかる経費について、他の補助を受けていないこと

#### 補助の対象となる経費

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験料
  - ・介護支援専門員実務研修の受講料または主任介護支援専門員研修の受講料
  - ・研修の実施機関が指定した教材の費用
- ※申請には領収証が必要です

#### 補助の内容

補助の対象となる経費の 50%に相当する額

【上限】 介護支援専門員(受験料、受講料、教材費用合算額)：5 万円  
主任介護支援専門員(受講料、教材費用合算額)：2.9 万円

予算額に達した場合は、受付を終了いたします。

市 HP はこちらガウ！！



# 資格取得費用等の補助事業の流れ

**1 受講する**  
介護支援専門員または主任介護支援専門員のどちらかの資格を取得します。  
資格取得にかかった費用は、いったん自分でご負担ください。

**2 就労する**  
市内の介護サービス事業所等で  
3カ月以上継続して勤務します。



対象条件を  
しっかり確認ガウ!!

**3 申請する**  
市に以下の書類を提出します。

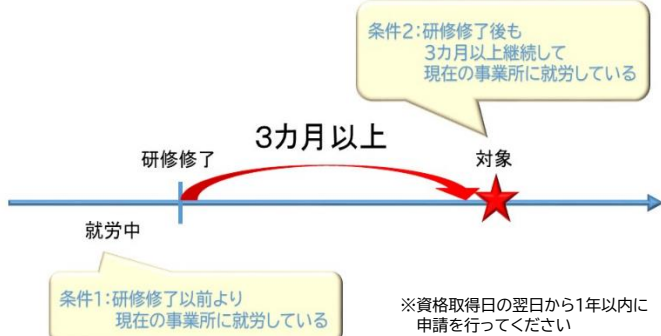
- ① 交付申請書
- ② 資格を取得したことを証する書類の写し
- ③ 就業証明書
- ④ 補助対象経費にかかる領収書の写し
- ⑤ 市町村税の滞納がないことを証する書類(納税証明書等)

→市は書類を審査し、交付を決定します。

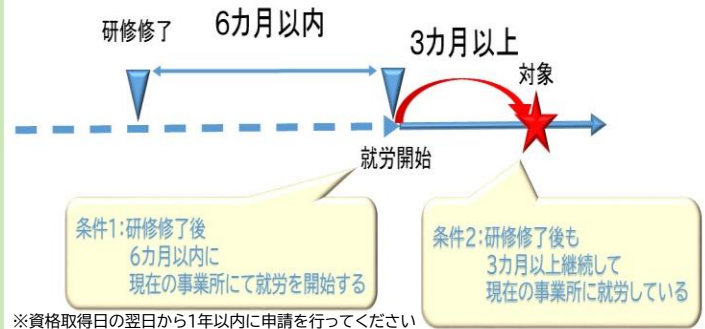
**4 請求する**  
交付決定通知書が届いたら、市に交付請求書を提出します。

## 《補助の対象となる方》

### ◇市内介護事業所に就労している方



### ◇これから市内介護事業所に就労しようとしている方



### 【お問い合わせ】

袖ヶ浦市介護保険課 管理班

袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL :0438-62-3158

MAIL:sode73@city.sodegaura.chiba.jp